



# 誰もが安心して働ける環境づくり (平成29年度重点対策)

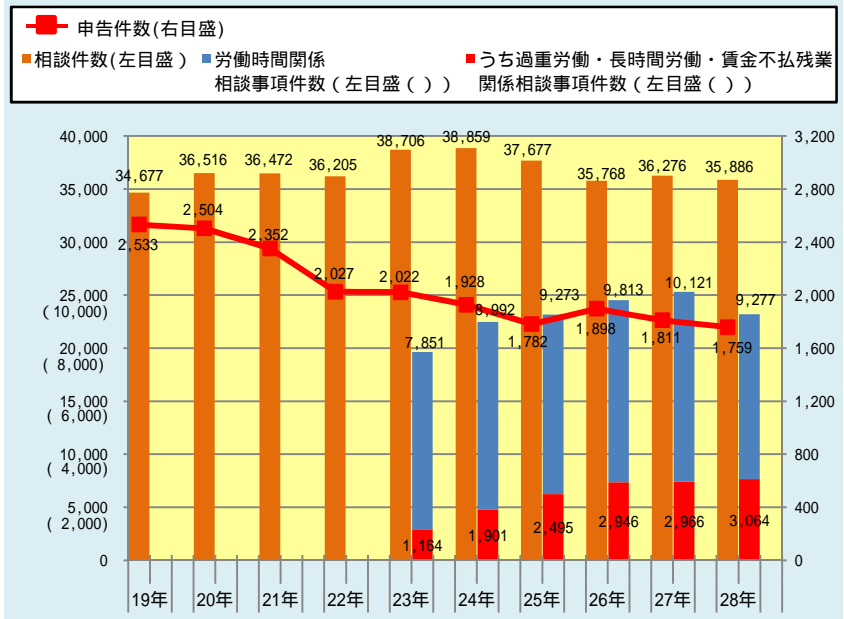
## 北海道労働局労働基準部・労働基準監督署

### 法定労働条件の確保・改善

監督課

- 働き方改革の柱の一つである長時間労働の抑制や賃金不払残業の防止をはじめとする法定労働条件の履行確保に係る監督指導を強化するとともに、重大又は悪質な事案に対しては、司法処分を含め厳正に対処します。  
また、この取組に当たっては、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の幅広い周知を図ります。
- 過労死等防止対策について、過労死等防止対策推進法第7条に基づき定められた「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に沿って、北海道等と連携を図りながら効果的に推進します。
- 長時間労働の実態が認められるトラック運転者、人手不足の状況にある介護労働者等について、関係機関と連携を図りつつ、効果的に労働条件確保対策を推進します。
- 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組として、大学生・高校生及び学生アルバイトを使用する事業主を含め、労働基準関係法令等の積極的な情報発信を行うなどにより、労働条件の確保に向けた取組を行います。

### 申告・相談件数の推移 (件)

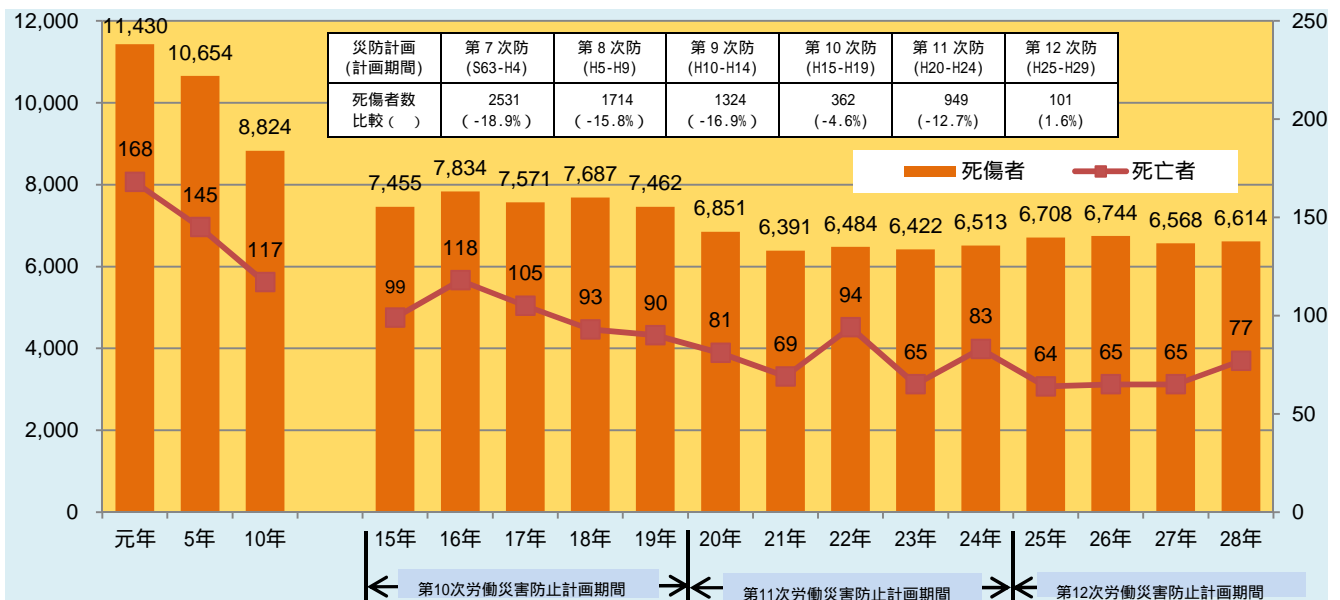


### 働く人の安全と健康の確保

安全課・健康課

- 平成28年の労働災害による死亡者数は4年ぶりに60人台を超え70人台となり、死傷者数は6,000人台半ばで一進一退を繰り返していることから、引き続き重篤な災害をはじめとする労働災害の大幅な減少を最優先課題として、建設業、食料品製造業をはじめとする製造業、林業、陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店を中心として対策を推進するとともに、死傷者数の4分の1を占める転倒災害に対して、効果的かつ効果的な取組を推進します。

### 全産業における死傷者数の推移 (件)



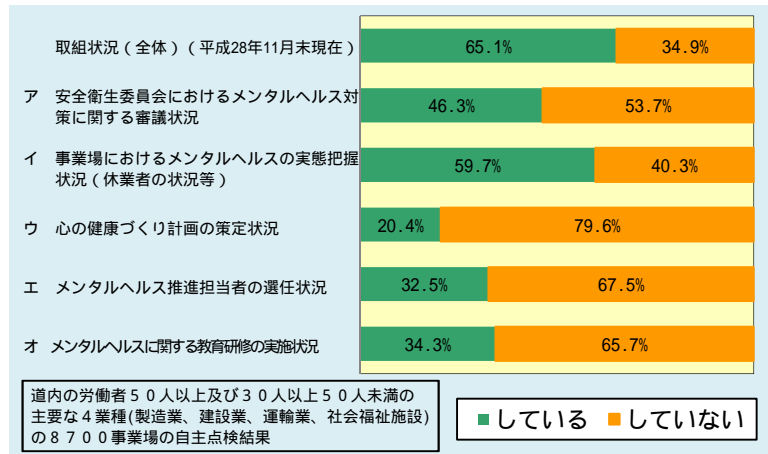
各災害防止計画の最終年(第12次防は28年)の死傷者数を前災害防止計画の最終年の死傷者数と比較したもの。

2 有機溶剤等、特定化学物質等を対象に、職業性疾病予防対策等の推進を図ります。また、一定の危険有害性のある化学物質について、ラベル表示と安全データシート（SDS）の入手・交付の徹底及びリスクアセスメントの実施について指導していきます。

3 職場におけるストレスチェック制度を中心とするメンタルヘルス対策を推進し、労働者の心の健康保持増進を図ります。本年度は、常時50人以上の事業場及び製造業等の業種の常時30人以上50人未満の事業場において、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とします。

4 労働者が業務によって疾病を増悪させることなく治療と職業生活の両立を図るため、「事業場における治療と職業生活の両立支援ガイドライン」の周知や地域の関係者による連携した両立支援の取組の促進を図ります。

### 北海道内の事業場におけるメンタルヘルス対策への取組状況

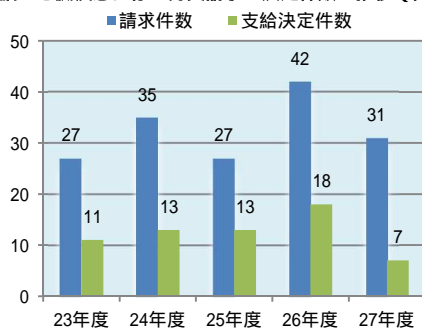


## 労災補償対策の推進

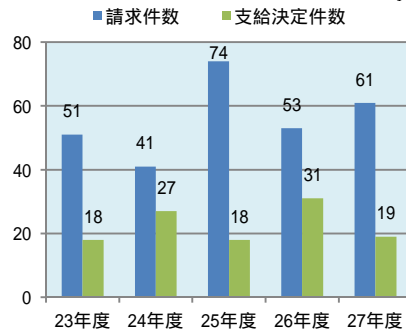
労災補償課

- 労働災害による負傷及び業務上疾病等について、各種認定基準等を的確に運用し、迅速・適正な労災補償に努めるとともに、相談者等に対しては懇切・丁寧な対応に努めます。
- 脳・心臓疾患及び精神障害に係る請求事案について、認定基準に基づき迅速・適正な事務処理に努めます。
- 石綿ばく露による石綿関連疾患について、石綿による健康被害の救済に関する法律をはじめとした補償（救済）制度の周知を図り、迅速・適正な補償・救済に努めます。

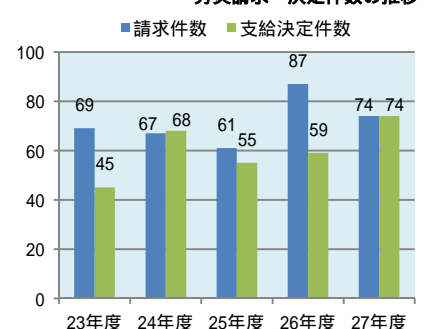
脳・心臓疾患に係る労災請求・決定件数の推移（件）



精神障害等に係る労災請求・決定件数の推移（件）



石綿による肺ガン・中皮腫等に係る労災請求・決定件数の推移（件）



## 北海道の最低賃金

賃金室

- 最低賃金の周知及び履行の確保を効果的に推進するとともに、周知に当たっては最低賃金額の市町村広報紙への掲載率を100%とします。
- 最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への各種支援策の利用促進に連携して取り組みます。

最低賃金の件名	時間額（円）	効力発生日
<b>北海道最低賃金</b>	<b>786</b>	平成28年10月1日
処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	830	平成28年12月4日
鉄鋼業	900	平成28年12月1日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	821	平成28年12月1日
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業	825	平成28年12月4日

### 『必ずチェック最低賃金！』

使用者も 労働者も！

最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。

最低賃金は、パートタイマー、臨時、アルバイトなどすべての労働者に適用されます。二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。

派遣労働者は、派遣先の地域（産業）に適用される最低賃金が適用されます。

内容の詳細等については、北海道労働局労働基準部 011 - 709 - 2311 の各担当課・室（監督・安全・健康課、賃金室、労災補償課）又は各労働基準監督署まで。北海道労働局 HP (<http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)